

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年2月21日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 宮本和人
同 大塚寛

平成16年度定期監査結果報告等について

第1 総務部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度および平成16年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
総務部	秘 書 課	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年9月23日まで に執行した事務および財務に関する事務の執行	平成16年9月24日から平成16年11月15日まで
	(国 際 交 流 室)		
	庶 務 課		
	人 事 課		
	情 報 シ ス テ ム 課		
	広 聴 広 報 課		

(2) 監査の方法

平成15年度および平成16年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 事務委託契約等の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

高松市職員採用試験事務委託、人事管理システムに係る電子計算機およびソフトウェアの賃貸借ならびに電子計算機パンチ事務委託および電子計算機パンチ事務繁忙時委託の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、これらの契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

（人事課・情報システム課）

イ 業務委託契約等に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高松号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、職員広報レイアウト業務等委託、吹奏楽団第32回定期演奏会舞台照明委託およびファクシミリ賃貸借の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、委託料等の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

（人事課・広聴広報課）

ウ 補助金交付取扱基準を明記すべきもの

財団法人高松市国際交流協会運営補助金は、その交付決定何決裁で、補助金の交付予定総額が定められているものの、補助対象とした運営事業経費に対する補助金交付額の算定方法その他の具体的な交付取扱基準を定めないまま、概算交付されたため、運営事業完了後、同協会から提出された補助対象事業の収支決算書では余剰金が生じているにもかかわらず、補助金の概算払の精算に当たり、精算残金が生じていないものとして事務処理がなされているなど、適正性や透明性を欠く事務処理となっているので、今後、決裁には、補助金交付額の算定方法や事業完了後の余剰金の取扱いを含め、補助金交付額の取扱いが適正かつ明確になるよう、補助金交付取扱基準を明記されたい。

（秘書課国際交流室）

エ 適正な契約書で約定すべきもの

平成15年度高松市震災対策総合訓練会場設営委託契約の契約書は、各種土木・建築等の工事請負に関する条項を定めた工事請負契約書のひな形様式を用いて約定されているため、工程表の作成および工事監督員に関する条項が盛り込まれているなど、訓練会場の設営業務を内容とした委託契約の契約書として、適当ではないので、今後、契約を

締結しようとする場合には、委託業務の内容に合致する契約条項が定められた契約書により約定されたい。

(庶務課)

オ 高松市職員共済会事業交付金の交付事務を適正にすべきもの

高松市職員共済会事業交付金交付決定伺決裁では、その交付予定金額を事業実施年度当初の共済会会員数に基づき算定しているものの、年度途中の会員数の増減による交付額の取扱いが明確に示されていないなど、事務手続上、適正性や妥当性を欠く事務処理となっているので、今後、決裁には、交付金の算定方法等交付額の取扱基準を明記されたい。

また、当該交付金は、高松市補助金等交付規則に基づき概算交付することとしているにもかかわらず、決裁には、その根拠規定の記載がなく、かつ、その根拠規定に定める「特に必要があると認める」理由も記載されていないので、今後は、概算交付する根拠規定等を決裁に明記されたい。

(人事課)

カ 着手届および完了届の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

受託者から提出された着手届および完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、高松市職員採用試験(大学卒)事務委託および高松市職員採用試験(短大・高校卒等)事務委託の着手届および完了届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、受託者から着手届および完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(人事課)

キ 業務委託契約の請書等の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、吹奏楽団第32

回定期演奏会舞台照明委託の請書および人事管理システムに係る電子計算機およびソフトウェアの賃貸借に関する覚書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、これらの契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(人事課)

ク 事業委託契約の支出方法を明確にすべきもの

地方自治法第232条の5第2項および同法施行令第163条に規定する前金払は、契約の相手方の債務が履行される前に支払うもので、支出の特例の一つをなすものであり、前金払をしようとする場合には、前金で支払をしなければ契約し難い相当な理由を決裁に明記して、特例的な支出方法によることの適正性・妥当性の明確化を図るべきであるにもかかわらず、委託料を前金払することとしているメンタルヘルスカウンセリング事業委託の見積徴取伺決裁には、その理由が明記されていないので、今後は、前金払をする相当な理由を決裁に明記されたい。

(人事課)

ケ 賃貸借契約の仕様書を適正に作成すべきもの

電子計算機の賃貸借およびプログラム・プロダクトの使用権許諾契約には、装置の設置業務も含まれているにもかかわらず、その見積徴取伺決裁に添付されている仕様書では、賃借する装置の一覧の記載しがなく、当該契約に係る業務の範囲が明確に示されていないので、今後、契約をしようとする場合には、賃貸借料の積算基礎となる業務の内容が明確になるよう、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(情報システム課)

コ 見積業者等一覧表を適正なものにすべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう、契約の見積徴取伺に用いる見積業者等一

覧表の様式が改正されたにもかかわらず，平成16年度ファクシミリ貸借契約の見積徴取伺には，改正前の見積業者等一覧表の様式が用いられているので，今後は，適正な見積業者等一覧表の様式を用いて事務処理されたい。

(広聴広報課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 健康診断委託契約の事務処理方法について

採用時健康診断，定期健康診断その他の検診は，高松市職員安全衛生管理規則第22条の規定に基づき，産業医（市民病院の医師）が実施し，また，検診に係る検査項目の単価は，健康保険法第76条第2項等の規定に基づく単価を準用していることから，これらの検診の実施決裁では，その委託料の支払を「単価契約と同様の支出方法をとるため，同時決裁により支払うもの」とし，特段，契約書の締結行為はなされていないものの，支払義務の根拠となる契約の締結を証した契約書その他の関係書類の整備等を定めた地方自治法第232条の3その他の契約事務に係る関係諸規定に照らすと，その適正性に疑義を生じかねない事務処理になっているので，契約事務の明確化を図るため，契約書の整備を検討されたい。

(人事課)

(2) 統計調査員の視察研修の在り方について

統計調査の円滑な実施を目指し，調査員の育成と資質の向上を図るため，高松市統計調査員協議会と共催して，統計調査員の視察研修を実施し，その経費の一部を負担しているが，この研修の視察先に統計調査の研修対象施設として疑義を生じかねないものも見受けられたので，今後は，費用対効果の観点から，統計調査員に必要な知識の習得に重点を置いた研修視察先の選定や経費負担に係る実施方法の見直しを行うなど，視察研修の在り方を検討されたい。

(情報システム課)

第2 健康福祉部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度および平成16年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 総 務 課 介 護 保 険 課 障 害 福 祉 課 長 寿 社 会 対 策 課 保 護 課 母 子 児 童 課 保 健 総 務 課 生 活 衛 生 課 保 健 予 防 課 保 健 セ ン タ ー	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年10月25日までに執行した事務および財務に関する事務の執行	平成16年10月26日から平成17年1月7日まで

(2) 監査の方法

平成15年度および平成16年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、保育所の施設・備品管理、収入事務処理状況、防火管理および警備・安全管理について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約等に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

介護保険事務処理システム等運用保守業務委託，支援費制度事務等電算システムソフトウェア運用保守業務委託，生活保護業務に係る電子計算機器等およびソフトウェアの賃貸借，保育料事務電算システムのソフトウェアに係る運用保守業務委託および保健医療業務委託の契約内容は，個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず，その契約書には，秘密保持に関する条項が設けられているものの，受託者等が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので，今後，これらの契約を締結しようとする場合には，「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき，個人情報が適正に取り扱われるよう，契約条項を改められたい。

(介護保険課・障害福祉課・保護課・母子児童課・保健センター)

イ 保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等をすべきもの

高松市契約規則第18条第2項では，随意契約による場合においては，契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し，平成13年4月2日付け高松号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも，委託業務を発注する場合においては，業務範囲の特定を行うために，仕様書を作成することを定めているが，保健医療業務委託契約に基づき，各所管課で起案された個別の保健医療業務の実施に係る協定書締結何決裁には，保健医療業務の具体的な業務内容を示した仕様書が添付されていないので，今後，これらの協定をしようとする場合には，委託料の積算基礎となる保健医療業務の内容が明確になるよう，同規定等に基づき仕様書を作成し，決裁に添付されたい。

また、高松市事務決裁規程別表第1人事の表第2項の検収員の任命は、執行伺決裁上で行わなければならないが、協定書締結伺決裁では、その任命が行われていないので、今後は、決裁上で検収員を定めるなど、検収体制を明確にされたい。

(障害福祉課・長寿社会対策課・母子児童課・保健予防課・保健センター)

ウ 補助金の概算交付の理由を明記すべきもの

平成15年度高松ふれあいの店事業および平成16年度身体障害児在宅歯科診療事業に係る補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定等を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず、これらの補助金交付決定伺決裁には、同項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(障害福祉課・保健センター)

エ 地区民生委員推薦準備会事業交付金に係る実績確認を適正にすべきもの

平成15年度地区民生委員推薦準備会事業交付金に係る補助事業等実績報告書には、その関係資料として、収支決算書が添付されているものの、交付の対象となっていた事業の実施結果報告書など事業内容の実績を示した書類の添付がなく、事業の実績を明確に把握できない事務処理になっているので、今後は、交付金交付対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則第8条その他の関係諸規定に基づき、各地区民生委員推薦準備会に対し、事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導するとともに、これらの関係書類により交付金交付対象事業の実績確認を適正に行われたい。

(健康福祉総務課)

オ 高松市総合福祉会館管理運営委託の契約形式を改めるべきもの

地方自治法第234条の3および高松市契約規則第4条では、翌年度以降にわたる契約(長期継続契約)は、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借り入れ

る契約に限られ、それ以外のものは継続費、繰越明許費、事故繰越および債務負担行為に属するものでなければ契約を締結することができないと規定されているにもかかわらず、高松市総合福祉会館管理運営委託契約は、平成5年4月1日に契約を締結し、当該契約書に契約の自動更新条項を設け、翌年度以降にわたる自動更新契約としており、形式的には長期継続契約に該当しないものの、地方自治法第234条の3の規定の趣旨に照らすと、その適法性や相当性に疑義のある契約形式となっているので、今後、契約を締結しようとする場合には、これらの規定の趣旨を踏まえ、これまでの自動更新契約によることなく、単年度契約の形式による契約に改められたい。

(健康福祉総務課)

カ 行政財産の管理を適正にすべきもの

行政財産である高松市総合福祉会館内には、高松市老人クラブ連合会、財団法人高松市身体障害者協会、高松ボランティア協会および高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場の事務室が設置されているにもかかわらず、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま、会館施設を使用させているので、今後は、これらの団体から行政財産使用許可申請書を提出させ、その使用許可を行うなど、同規則等に定める関係諸規定に基づき、行政財産の管理を適正に行われたい。

(健康福祉総務課)

キ 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、高松市介護保険事務処理システム等運用保守業務委託契約書の条項のうち、履行遅延の違約金の条項の利率は、変更前のもので約定されているので、今後、契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(介護保険課)

ク 補助事業の実績確認を適正にすべきもの

概算払による補助金の交付を受けた者は、高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないが、第23回高松市手をつなぐ親と子の大運動会事業および第23回サンサン祭り事業の補助金交付に係る実績報告書は、その期間を徒過して提出されているので、今後は、これらの補助金の交付を受けた者に対し、同規定を遵守させるよう指導するとともに、これにより収支決算の確認を行うなど、同規則第9条第4項および高松市会計規則第80条の規定による概算払の精算を適正に行われたい。

(障害福祉課)

ケ 事業委託料の歳出戻入に係る決裁行為を適正にすべきもの

前金払をした平成15年度高松市障害者生活支援事業委託料(社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団分)の歳出戻入(支出負担行為の減額)に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程別表第1備考第6項の規定に基づき、当該委託料の支出負担行為伺決裁者である市長までの決裁を受けなければならないが、部長決裁により事務処理されているので、今後、事業委託料の歳出戻入の決定をしようとするときは、同規定に基づき、正当な決裁権者までの決裁を受けられたい。

(障害福祉課)

コ 業務委託契約締結伺決裁の事務処理を適正にすべきもの

契約事務の執行に当たっては、執行伺決裁等に高松市契約規則に定める契約の基本的事項である契約方法、契約保証金、連帯保証人などの取扱いやその根拠を明記し、透明性や適正性の確保を図る必要があるにもかかわらず、生活保護事務に関する法律相談業務委託契約締結伺決裁では、契約保証金を免除する根拠規定を誤って記載しているものや連帯保証人の取扱いを記載していないものが見受けられたので、今後、契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載するなど、高松市契約規則に定める関係諸規定に基づき、適正に事

務処理されたい。

(保護課)

サ 前渡金の精算処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第75条第2項では、資金前渡を受けた者は、その前渡金の正当債権者への支払の後、精算により前渡金に精算残金が生じたときは、精算と同時に、現金を即日指定金融機関等に納入しなければならないと規定されているが、資金前渡を受けた家庭用品衛生検査および腸炎ビブリオ食中毒防止対策事業用の検体購入費に係る前渡金の精算に当たり、精算日を過ぎて、その精算残金を金融機関に納入しているものが見受けられたので、今後、前渡金に精算残金が生じたときは、同項の規定に基づき、その精算処理を適正に行われたい。

(生活衛生課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

行政財産であるふれあい福祉センター勝賀の敷地内に設置されている交通安全標識については、平成15年度末に使用許可期間が満了しているにもかかわらず、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま、本年度も引き続き使用がなされているので、今後は、設置者から行政財産使用許可申請書を提出させ、その使用許可を行うなど、同規則等に定める関係諸規定に基づき、行政財産の管理を適正に行われたい。

(イ) 措置された内容

行政財産の使用許可については、標識の設置者から行政財産使用許可申請書の提出を受け、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号の規定に基づき、3年間の使用許可を行うとともに、同許可台帳も調整した。

(長寿社会対策課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 福祉電話使用料納付金の収入未済額の収納対策について

高松市福祉電話貸与事業実施要綱に基づく福祉電話の貸与に係る身体障害者福祉電話および老人福祉電話の使用料納付金については、平成16年度から、N T Tの協力を得て、福祉電話利用者からの納付金の徴収方法の見直しによる収入未済額の発生防止や過年度滞納分の分割納付による収納など、収入未済額の収納対策が講じられているが、抜本的な解消には至っていないので、今後、より一層の実効性ある収納対策の強化に努められたい。

なお、収納対策の実施に当たっては、身体障害者福祉電話および老人福祉電話の使用料納付金の取扱部局がそれぞれ異なるものの、同一の要綱で事業運営がなされているので、その取扱部局間で、効果的な収納方法を協議するなど、協力して取り組むことも検討されたい。

(障害福祉課・長寿社会対策課)

(2) 介護保険料の収納対策について

介護保険料の収納対策については、督促状や催告書の発送をはじめ、介護保険推進員や所管課職員による訪問徴収および口座振替制度の加入促進などに加え、平成16年度から高松市各種収入金収納特別対策事業の一環として、管理職による訪問徴収を実施し、積極的な収納確保に取り組んでいるものの、介護保険料の徴収種別のうち、特に、第1号被保険者の普通徴収分に係る収入未済額および不納欠損額が大幅に増加しているため、滞納者への納付指導や広報活動による納付意識の啓発を通じて、納付指導の強化を図るなど、より一層、実効性のある収納対策に取り組む、収納率の向上に努められたい。

(介護保険課)

(3) 収入未済額の繰越調定手続について

身体障害者更生援護施設入所者負担金の収入未済額については、滞納整理簿による管理が行われているものの、適正な時期に繰越調定の手続がとられていないなど、収入管理上の手続の一部に不適切な事務処理が見受けられたので、今後は、関係法令等に基づき、調定額、収入額、収

入未済額等を常に的確に把握・管理することはもとより，収入管理上の
手続規定にも留意し，収入事務の適正な執行に努められたい。

(障害福祉課)

(4) 保育所備品の適正管理について

今回実施した保育所の実地監査において，使用されないまま長期間保
管されている備品が見受けられたので，今後の使用頻度や機能の状態を
検討の上，使用に耐え得るものについては，財産管理および経費削減の
観点から，他の部局での物品の有効利用の取組状況を参考に，保育所間
または他の部局へ保管転換を行うなど，これらの備品の有効的かつ効率
的な管理運用を図るとともに，使用に耐えないものについては，返納や
廃棄処分を行うなど，高松市物品会計規則の関係諸規定に基づき，備品
の適正管理に努められたい。

(母子児童課)

(5) 保育所における幼児等の安全確保について

近年，全国で幼児等が被害者となる事件が相次ぎ，本市においても，
連れ去り未遂や声かけ，不審者情報が跡を絶たない状況にあり，幼児等
の防犯対策をはじめとする安全管理体制の在り方が問われている。

こうした現状を踏まえ，所管部局では，「保育所安全管理マニュアル」
を策定し，保育所における安全管理体制の指針を明確にするとともに，
各保育所では，同マニュアルに基づき，不審者の侵入を想定した訓練
を定期的実施するほか，出入口にモニターカメラ付ドアホンを設置
するなど，ハード・ソフト両面にわたる安全管理対策の取組がみられる
ものの，地域の関係団体や関係機関等への連絡体制の整備が十分になさ
れていない保育所も見受けられたので，今後は，これらの連絡体制の整
備強化を図り，所管部局，各保育所および地域の関係団体が連携して，
安全管理対策に取り組むなど，より一層，実効性のある幼児等の安全確
保に努められたい。

(母子児童課)

(6) 認可外保育施設の補助金交付決定の在り方について

高松市認可外保育施設補助要綱では，消防局の施設立入検査により，

消防設備等に改善を要する不備・欠陥があり，その措置がとられていない施設については，補助金の交付対象施設から除外することとされているにもかかわらず，改善を要する事項が軽微で，施設から改善を行う旨の意思表示がある場合には，補助金の交付を認める運用をしているが，この運用により補助金交付決定を受けた施設で，決定を受けた日から2か月余を経過しても，その改善措置がとられていないものが見受けられたので，当該施設に対し，速やかに改善するよう，指導を行うとともに，補助金交付要件の運用の在り方についても，適正性や妥当性の観点から見直しを行われたい。

(母子児童課)

(7) 補助金交付の在り方の見直しについて

平成15年10月に策定された財政運営指針では，補助金等交付の適正執行を図るため，効果の有無等の観点から見直しを行い，一層の整理・合理化に努めることとされ，補助金の交付額はもちろんのこと，交付時期，支払方法など補助金交付の在り方の検討をすべきであるにもかかわらず，平成15年度高松市食品衛生推進事業の補助金は，その事業が年間を通じて行われるものでありながら，単に，他の地方公共団体の補助金の交付時期に合わせることを理由に，事業満了月の3月下旬に概算払により交付されており，その取扱方法の適正性や相当性の検討が十分になされぬまま，事務処理されているので，今後は，補助の効果や事務手続の適正性の観点から，交付時期や支払方法など補助金交付の在り方の見直しを行われたい。

(生活衛生課)

(8) 運営補助事業の実績確認について

平成15年度むつみ会(高松精神障害者家族会)運営事業に係る補助事業等実績報告書には，その関係資料として収支決算書が添付されているものの，収支決算書の事務費支出決算額とその支出内訳の合計額が合致していない記載があったにもかかわらず，補助事業の実績確認が十分になされないまま，適正なものとして事務処理されているものが見受けられたので，今後，補助事業の実績確認を行う場合は，補助事業等実績

報告書等の計数確認をはじめ、これら関係書類の記載内容の精査はもとより、必要に応じて、補助事業の執行に係る収支状況に関する領収証等の証書類や帳簿等の関係書類の提出を求めるなど、実績確認が適切に行われるよう、その事務処理方法を見直されたい。

(保健予防課)

第3 今回の監査を踏まえての総括的意見等

1 歳入の調定行為に係る事務手続について

歳入の収納対策については、高松市収納対策推進本部を中心に、管理職による、市税をはじめとする各種収入金の収納に係る特別対策事業を実施するなど、全庁を挙げて、財源の積極的な確保に取り組んでいるところであるが、収納行為を適正に行うためには、その前提をなす調定行為が適法かつ適正に行われ、調定額を的確に把握する必要があるにもかかわらず、今回の健康福祉部の定期監査、前回の環境部の定期監査および前年度の教育委員会教育部の定期監査で、適正な時期に繰越調定の手続がとられていないものや調定決裁を受けないまま手数料を収納していたもの、さらには使用料の額を誤って調定していたものなど、調定行為に係る事務手続が適正に行われていない事例が見受けられた。

歳入の調定は、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定するなど、収入発生の基礎を明らかにする内部的意思決定の行為で、その手続は、歳入を収入する場合に不可欠なものであり、適法性や適正性・公正性が確保されなければならないものである。収入事務を取り扱う課にあっては、調定行為に係る事務手続が適正に行われていない事例を踏まえ、地方自治法、高松市会計規則等の関係諸規定に基づき、その事務手続が厳正に行われるよう、関係職員に周知徹底等を行うとともに、その事務処理体制の整備や見直しを検討されたい。

2 庁内通知文の効果的な周知方法等について

今回の総務部・健康福祉部の定期監査および前回の環境部の定期監査で、

所管部局からの事務手続の改正等に係る通知事項の認識不足などの理由により、委託契約等に係る仕様書の作成、契約の履行遅延に対する遅延利息の率および見積業者等一覧表の取扱いが適正に行われていない事例が見受けられた。

この原因の一つには、所管部局から各課への通知が庁内LANである高松市グループウェアのインフォギャラリーに掲載して行われ、各課の職員がそのことを十分に把握または確認していなかったことより、通知の閲覧を失念してしまったことが考えられるので、今後、インフォギャラリーを利用して、各課に情報提供をしようとする課にあっては、掲載件名の表示方法の工夫や掲載期間の延長など、実効性のある効果的な周知が図れるよう、措置を講ずるとともに、インフォギャラリーを閲覧する各課の職員にあっては、インフォギャラリーに掲載された契約事務に係る通知事項を見過ごすことのないよう、常に掲載情報に留意されたい。

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 見積徴取伺決裁の事務処理を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業（福利事業）の文化教養事業の講座委託において、随意契約および連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものが見受けられたので、今後、これらの契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載するなど、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月8日）

高松市中小企業勤労者福祉共済事業（福利事業）の文化教養事業の講座委託については、平成16年度から随意契約の根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に、連帯保証人の根拠規定については、高松市契約規則第26条第1項第5号に改めた。

（産業部商工労政課）

2 業務委託契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条では、履行遅延に対する遅延利息の率は、年3.6パーセントと規定されているにもかかわらず、平成15年度香川県緊急雇用創出基金補助事業歩き遍路用ルートマップ作成業務委託契約書の損害賠償等の条項では、遅延利息の率が、年4.1パーセントで約定されているので、今後、同種の契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で契約されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年12月14日）

平成16年度香川県緊急雇用創出基金補助事業高松市観光地環境美化事業に係る業務委託契約書の第15条では、損害賠償金の遅延利息の率を年3.6パーセントに改めた。

（産業部観光課）

3 地区遺族会事業補助金の交付手続を明確化すべきもの

(1) 改善を要する事項

地区遺族会事業補助金の交付申請書に添付している事業計画書の記載欄にある役員会、総会開催日、遺族との相互連絡等を記載していないものがあるので、明記するよう交付申請者を指導されたい。

また、同補助金収支決算書をみると、収支予算書の金額と収支決算書の内容が全く同額となっているものがあるので、収支内容を領収書で確認するなど各地区遺族会の決算状況を正確に把握されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年1月26日）

地区遺族会事業補助金の交付申請書に添付している事業計画書については、事業計画書の記載欄にある役員会、総会開催日、遺族との相互連絡等に記入漏れがないよう交付申請者を指導した。

また、同補助金収支決算書については、収支内容を明確にするため、領収書等の添付を義務付けるよう交付申請者を指導した。

（健康福祉部健康福祉総務課）

4 身体障害者相談事業委託契約の協議等の事務手続を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

身体障害者相談事業の委託において、市はコスモス園のデイサービス事業の一部を財団法人高松市身体障害者協会と協議することとしているが、協議書を作成せずに契約を締結しているため、協議伺いの決裁後、これに基づき協議し、協議書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年1月26日）

身体障害者福祉センターコスモス園の身体障害者相談事業の実施に伴う委託契約については、協議伺いの決裁後、これに基づき協議し、協議書を作成して契約した。

（健康福祉部障害福祉課）

5 補助金交付事務を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市介護保険住宅改修支援事業補助金の申請について、高松市介護保険住宅改修支援事業実施要綱第3条では「補助金の交付を受けようとする者は、住宅改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、住宅改修費の支給申請の各月分について翌月の10日までに市長に提出しなければならない。」と規定しているが、交付申請書が同実施要綱に規定している提出期限を過ぎて提出されているものがあるので、同実施要綱に基づき適正に交付事務を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年1月26日）

高松市介護保険住宅改修支援事業補助金の交付事務については、補助金交付の前提となる住宅改修費の支給決定後に住宅改修支援費の申請が提出されることとなり、高松市介護保険住宅改修支援事業実施要綱の規定が事務処理にそぐわないため、平成15年4月1日付けで、同要綱の「住宅改修費の支給申請の各月分について翌月の10日までに」を削除した。

（健康福祉部介護保険課）

第5 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 介護認定審査会事務従事職員の時間外勤務手当の取扱いについて

(1) 意見を付した事項

広域事務組合に共同設置した介護認定審査会において、介護保険課職員および保護課職員が従事している本市の介護認定審査判定業務に係る時間外勤務手当については、広域事務組合の負担とされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年1月26日）

介護認定審査会事務従事職員の時間外勤務手当については、平成14年度から高松地区広域市町村圏振興事務組合の負担に改めた。

（健康福祉部介護保険課）